

## 04 総務省 構造改革特区第24次 検討要請

管理コード	040010	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	議会制財産区への過疎地域自立促進特別措置法の一部準用	都道府県	青森県	
		提案事項管理番号	1011010	
提案主体名	大鰐財産区			

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	過疎地域自立促進特別措置法 第二条他

求める措置の具体的内容
<p>過疎地域自立促進特別措置法による地方債の発行は、過疎地域の指定を受けた市町村のみに適用され、その区域内にある議会制財産区へは適用されません。そのため住民の立場に立った過疎対策のため、議会制財産区への地方債の発行を要望します。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>議会制財産区は市町村議会とは別に独自の議決権をもっていますが、過疎債発行による事業を行いたい場合には、直接的な申請ができない仕組みになっています。</p> <p>財産区の収入は資産運用益などに限られ、時代が変わり資産価値そのものも減少しています。昭和 30 年代に建てられた大規模温泉施設については、老朽化が激しく改修の時期がきています。しかし財産区の基金残高は平成 14 年の 1 億円をピークに、利用者の高齢化による減少や修繕費の増加などにより年 5%程度減り始めて、現在は 4000 万円弱しかありません。改修費用は 1 億円程度見込まれており、自己資金だけでは地方債発行の元利償還金程度しかなく、施設を解体することも、改修することもできない状況にあります。</p> <p>地方自治法第 296 条の 5 には、「当該財産区の財産又は公の施設から生ずる収入の全部又は一部を市町村又は特別区の事務に要する経費の一部に充てることができる」とされています。仮に町における事業のための一部負担金が「事務に要する経費」と認められても、また財産区からの条件付寄付により町に事業実施を依頼しても、最終的には自治体の裁量権が及び、財産区内の事業への法的根拠がない限り、事業を確実に行うことができないのです。</p> <p>そのため議会制財産区へ過疎地域自立促進特別措置法を準用し、地方債の発行ができる制度の拡充について要望します。</p> <p>(代替措置)</p> <p>適用基準については、過疎地域指定内にある議会制財産区であること、その自治体と協議し財産区との過疎債発行合計額が、その自治体に適用されるべき発行上限額を超えないこと、の条件が必要と思われます。</p>

## 04 総務省 構造改革特区第24次 検討要請

管理コード	040020	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	場内処理のみに用途を限定する危険物異種分類の同時貯蔵の認可	都道府県	大分県	
		提案事項管理番号	1013010	
提案主体名	大分コンビナート企業協議会			

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	危険物の規制に関する政令 第二十六条第一項第一号の二

求める措置の具体的内容
<p>屋外貯蔵タンクにおける異種分類の同時（第1石油類＋第2石油類）貯蔵を認めて頂きたい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>屋外貯蔵タンクにおいては、貯蔵できる品名が固定されるため、工場の原料貯蔵タンクの運用には制約がある。</p> <p>大分の石油化学工場では、その原料に危険物第4類第1石油類（ナフサ等）を主に使用してきたが、近年は積極的な設備投資等により、原料の多様化に対応できる体制を整えてきており、調達する原料は第1石油類以外（例えば、第2石油類の灯軽油）にも及んでいる。</p> <p>引き続き多様な原料が使用できるという設備の特長を活かし、安価な原材料の調達により競争力の強化を図る方針であるが、市況に応じて調達するため安定的に購入できるものではなく、スポット的なものになる。しかし、貯蔵タンクには限りがあり、その受け入れ準備期間等により購入機会を逃している。また用地的にも新たな貯蔵タンクの設置は困難である。</p> <p>安全面に関しては、エチレンプラントの貯蔵タンクに関する構造上の問題は生じないことを確認している（別紙）。加えて、エチレンプラントにおいては使用する際問題無く混合しており、また、同じ原油から精製されたもので、混合することによる化学反応等の危険性はない（別紙）。従って、場内処理のみで原料として利用するような場合に限り異種分類であっても問題ない管理が可能であることから、同一タンクで貯蔵することにより、購入機会を逃さずに安価な原料を調達することを可能としたい。</p>

## 04 総務省 構造改革特区第24次 検討要請

管理コード	040030	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	地域防災力向上のためのアマチュア無線局及びデジタル簡易無線登録局の目的外等通信の緩和	都道府県	東京都	
		提案事項管理番号	1024010	
提案主体名	個人			

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	<p>&lt;目的外通信に関して&gt; 電波法第52条, 電波法施行規則第37条</p> <p>&lt;暗語に関して&gt; 電波法第58条</p> <p>&lt;他人の通報に関して&gt; 無線局運用規則第259条</p>

求める措置の具体的内容
<p>地域防災力向上のため、アマチュア無線局及びデジタル簡易無線登録局のうち、災害対策基本法で定める市町村地域防災計画、市町村相互間地域防災計画又は地区防災計画の定めるところにより防災活動（防災活動のための訓練を含む。）を行うものは、当該防災活動に関する通信を、無線局免許状（登録状を含む。）の目的等にかかわらず運用することができるものとする。</p> <p>この場合、アマチュア無線局にあつては、プライバシー保護の限度において暗語を用いることができるものとするほか、他人の依頼による通報であっても取り扱えるものとする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>①アマチュア無線局及びデジタル簡易無線登録局が防災活動において行うことができる通信は、「非常通信」及び「人命の救助・・・に関し急を要する通信」に限られています。こうした現行規制のもと、東日本大震災において、アマチュア無線が救助活動に役立ったとの報告があります。そこで、地域防災力の向上を図るため、アマチュア無線局等が、市町村地域防災計画等においてアマチュア無線局等を活用した防災活動を定めるとする要件のもと、当該防災活動（防災活動の訓練を含む。）に必要な通信を行うことを、目的外通信として明確に認めてください。</p> <p>②アマチュア無線局及びデジタル簡易無線登録局が防災活動において行うことができる通信は、「有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるとき」や「他の電気通信系統によつては、当該通信の目的を達することが困難である場合」という条件が付されています。アマチュア無線局等が、①と同様の要件のもとで、有線通信や他の電気通信系統による通信が可能な場合であっても、当該防災活動（防災活動の訓練を含む。）に必要な通信を行うことを、目的外通信として認めてください。</p>

- ③アマチュア無線局にあつては、避難行動要支援者の避難支援等を必要とする事由など、本提案による目的外通信や非常通信等による被災者プライバシーに関する通報では、必要な限度において、暗語を用いることができることを明確にしてください。
- ④アマチュア無線局にあつては、必要な限度において、市町村災害対策本部や自主防災組織等の関係機関の依頼による本提案による目的外通信や非常通信等の通報も取り扱えることを明確にしてください。

#### 04 総務省 構造改革特区第24次 検討要請

管理コード	040040	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	投票区域内投票所での投票制度の 撤廃	都道府県	岐阜県	
		提案事項管理番号	1027010	
提案主体名	美濃加茂市選挙管理委員会			

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	公職選挙法第20条第2項及び第44条第1項

<b>求める措置の具体的内容</b>
<p>現行法では市町村の区域を分けて数箇所の投票区を設けた場合、選挙は定められた投票区内に設けられた投票所に選挙人が出向いて投票をしなければならないこととされている。この規制を撤廃し、選挙人の選択により市内に設けたすべての投票所において投票を行えるようにし、投票率の向上を図る。</p>
<b>具体的事業の実施内容・提案理由</b>
<p>現在、本市においては市内の公共施設9箇所に期日前投票所を設け、受付時に使用する選挙人名簿については期日前投票システム（クラウドコンピューターと専属回線で接続し電磁的記録により名簿を管理するもの）により電子媒体により管理している。これにより選挙人の選択により設置したすべての期日前投票所において投票が行える仕組みとなっている。選挙期日の投票においてもこのシステムを利用することにより選挙人がどの投票所でも投票できるようにするものである。</p>

## 04 総務省 構造改革特区第24次 検討要請

管理コード	040050	プロジェクト名	日本鉄道システム 輸出促進プロジェクト	
要望事項 (事項名)	無線機の技適取得に必要な測定試験の、生産国試験による代替	都道府県	広島県	
		提案事項管理番号	1039010	
提案主体名	三菱重工業株式会社、株式会社京三製作所			

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	<p>「電波法」第三章 →「無線設備規則」 第5条(周波数の許容偏差)別表第一号, 第6条(占有周波数帯の許容値)別表第二号, 第7条(スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値)別表第三号</p> <p>「電波法」第38条の2の2 →「特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則」第4条, 第6条第1項第25条第1項, 別表第一号</p>

求める措置の具体的内容	<p>無線機の使用許可申請については、技適取得の為、国内の試験機関で日本の測定方法により新たに試験データを取得する必要がある旨、電波法第三章（第28条～第38条の2）及び第38条の2の2において定められている。</p> <p>については、当該無線機が例えばIEC国際規格等に基づき、生産国において日本の技適相当の承認若しくは当該国での試験データがある場合、申請時の新たな試験は免除して頂きたい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>我が国のインフラ輸出の重要な一角をなす鉄道輸出につき、輸出する鉄道車両に搭載予定の海外製無線機を使用(有期限)する場合の無線機の使用許可申請は、技適取得の為、国内の試験機関で日本の測定方法により新たに試験データを取得する必要がある。この試験に時間を要する為、「MIHARA試験センター」においては、商機を諦めざるを得ないケースや追加コストをかけて工程短縮を図る等、コスト競争力低下の要因となる懸念がある。</p> <p>なお、三菱重工業株式会社では三原製作所（広島県三原市）で海外向け鉄道車両の出荷前のシステム試験等を行ってきたところ、新たに同製作所での試験機能を拡充し、他の企業や官民団体も広く利用可能な我が国初の総合交通システム検証施設「MIHARA試験センター」を2014年下期に開業させるべく準備中であり、同センターの運営は日本の鉄道システムの輸出に貢献するだけでなく、地域の活性化に資するものである。</p>

#### 04 総務省 構造改革特区第24次 検討要請

管理コード	040060	プロジェクト名	日本鉄道システム 輸出促進プロジェクト	
要望事項 (事項名)	同じ形式の無線局登録申請時における包括申請方式の導入	都道府県	広島県	
		提案事項管理番号	1039020	
提案主体名	三菱重工業株式会社、株式会社京三製作所			

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	「無線局免許手続規則」第2条第1項

<b>求める措置の具体的内容</b>
<p>無線機の使用許可申請については、鉄道車両1両単位で移動無線局としての登録が必要である旨、「無線局免許手続規則」第2条第1項において定められている。</p> <p>このため、同じ型式の無線機を申請する際には、複数車両であっても1通の申請で済むよう、包括申請方式を導入して頂きたい。</p>
<b>具体的事業の実施内容・提案理由</b>
<p>我が国のインフラ輸出の重要な一角をなす鉄道輸出につき、輸出する鉄道車両に搭載予定の海外製無線機を使用(有期限)する場合の無線機の使用許可申請は、同じ型式の無線機であっても車両が複数両あれば複数葉(例:100両であれば、100葉)の申請書類が必要とされており、「MIHARA試験センター」においては、事務の煩雑化を招いている。</p> <p>なお、三菱重工業株式会社では三原製作所(広島県三原市)で海外向け鉄道車両の出荷前のシステム試験等を行ってきたところ、新たに同製作所での試験機能を拡充し、他の企業や官民団体も広く利用可能な我が国初の総合交通システム検証施設「MIHARA試験センター」を2014年下期に開業させるべく準備中であり、同センターの運営は日本の鉄道システムの輸出に貢献するだけでなく、地域の活性化に資するものである。</p>



## 04 総務省 構造改革特区第24次 検討要請

管理コード	040070	プロジェクト名	日本鉄道システム 輸出促進プロジェクト	
要望事項 (事項名)	海外製無線機の国内利用時における出力抑制に係るガイドラインの設定	都道府県	広島県	
		提案事項管理番号	1039030	
提案主体名	三菱重工業株式会社、株式会社京三製作所			

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	「電波法施行規則」 第 46 条の 2 該当するシステムによって出力が規定。

求める措置の具体的内容
<p>世界各国で使用実績のある海外製無線機を日本国内で使用する場合に、電波法施行規則第 46 条の 2 の規制により、出荷先国と同等の無線出力強度での国内利用が出来ないことがある。</p> <p>こうした場合における代替措置として、i) 機器の改造とならない様に減衰器を外付けにして電波障害を無くす等の方法論や、ii) 減衰レベルのガイドラインについて、設定、公表願いたい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>我が国のインフラ輸出の重要な一角をなす鉄道輸出につき、輸出する鉄道車両に搭載予定の世界各国で使用実績のある海外製無線機を日本国内で使用するにあたり、電波法の規制により出荷先国と同等の無線出力強度での国内利用が出来ないケースがあり、「MIHARA 試験センター」の事業実施に支障を来している。</p> <p>なお、三菱重工業株式会社では三原製作所（広島県三原市）で海外向け鉄道車両の出荷前のシステム試験等を行ってきたところ、新たに同製作所での試験機能を拡充し、他の企業や官民団体も広く利用可能な我が国初の総合交通システム検証施設「MIHARA 試験センター」を 2014 年下期に開業させるべく準備中であり、同センターの運営は日本の鉄道システムの輸出に貢献するだけでなく、地域の活性化に資するものである。</p>



## 04 総務省 構造改革特区第24次 検討要請

管理コード	040080	プロジェクト名	日本鉄道システム 輸出促進プロジェクト	
要望事項 (事項名)	実験試験局における、電波帯先使用者の有無に関する事前確認制度の導入	都道府県	広島県	
		提案事項管理番号	1039040	
提案主体名	三菱重工業株式会社、株式会社京三製作所			

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	「電波法」第7条第1項第2号

求める措置の具体的内容
<p>現行法令上、「電波法」第7条第1項第2号においては、先使用者を妨げてはならない旨定められている。</p> <p>このため、「電波法」第8条における予備免許申請を行うに当たっては、申請の前に、実験試験局において利用予定である帯域の</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・先使用者の有無</li> <li>・先使用者がある場合の、利用実態の有無</li> </ul> <p>を開示する制度を導入することを提案する。</p> <p>但し、導入に当たっては、①特区内の実験試験局であること、及び、②試験の実施期間内に限定すること、の二点を条件とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>2006年にアメリカで無許可で使用できるトランスポンダ（電波中継機）を三菱重工業和田沖工場で使用する際、総合通信局に確認したところ、日本の試験機関でデータを取るよう指示を受けた。データ計測後、申請書類を総合通信局に申請したが、申請した周波数900MHz帯は先使用者があると説明され、先使用者（タクシー無線）との面談、現地で実機を使った電波障害確認試験の実施により干渉が確認されたが、先使用者の計らいで干渉するチャンネルを試験期間中使わないアレンジを頂き、その旨のレターを申請書類に添付し申請、許可を得た。このように、最初の申請相談から使用許可まで1年半を要した経緯がある。このため、予備免許申請を行う前に、先使用者の有無及び利用実態の有無について開示いただくことで、申請から使用許可までの期間を短縮させたい。</p> <p>なお、三菱重工業株式会社では三原製作所（広島県三原市）で海外向け鉄道車両の出荷前のシステム試験等を行ってきたところ、新たに同製作所での試験機能を拡充し、他の企業や官民団体も広く利用可能な我が国初の総合交通システム検証施設「MIHARA 試験センター」を2014年下期に開業させるべく準備中であり、同センターの運営は日本の鉄道システムの輸出に貢献するだけでなく、地域の活性化に資するものである。</p>

## 04 総務省 構造改革特区第24次 検討要請

管理コード	040090	プロジェクト名	日本鉄道システム 輸出促進プロジェクト	
要望事項 (事項名)	実験試験局において、電波帯先使用者がある場合の、当事者間交渉に関する仲裁実施制度の導入	都道府県	広島県	
		提案事項管理番号	1039050	
提案主体名	三菱重工業株式会社、株式会社京三製作所			

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	「電波法」第7条第1項第2号

求める措置の具体的内容
<p>現行法令上、「電波法」第7条第1項第2号においては、先使用者を妨げてはならない旨、定められている(周波数の割当てが可能でないと申請の審査がされない)。</p> <p>このため、先使用者の存在が判明した場合に、当事者間交渉に関する仲裁実施制度を導入することを提案する。</p> <p>但し、導入に当たっては、①特区内の実験試験局であること、及び、②試験の実施期間内に限定すること、の二点を条件とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>2006年にアメリカで無許可で使用できるトランスポンダ(電波中継機)を三菱重工業和田沖工場で使用する際、総合通信局に確認したところ、日本の試験機関でデータを取るよう指示を受けた。データ計測後、申請書類を総合通信局に申請したが、申請した周波数900MHz帯は先使用者があると説明され、先使用者(タクシー無線)との面談、現地で実機を使った電波障害確認試験の実施により干渉が確認されたが、先使用者の計らいで干渉するチャンネルを試験期間中使わないアレンジを頂き、その旨のレターを申請書類に添付し申請、許可を得た。このように、最初の申請相談から使用許可まで1年半を要した経緯がある。</p> <p>なお、三菱重工業株式会社では三原製作所(広島県三原市)で海外向け鉄道車両の出荷前のシステム試験等を行ってきたところ、新たに同製作所での試験機能を拡充し、他の企業や官民団体も広く利用可能な我が国初の総合交通システム検証施設「MIHARA 試験センター」を2014年下期に開業させるべく準備中であり、同センターの運営は日本の鉄道システムの輸出に貢献するだけでなく、地域の活性化に資するものである。</p>

## 04 総務省 構造改革特区第24次 検討要請

管理コード	040100	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	公衆無線 LAN アクセスポイントの 出力規制の緩和	都道府県	愛知県	
		提案事項管理番号	1049010	
提案主体名	愛知県			

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	電波法第 4 条 電波法施行規則第 6 条第 4 項第 4 号

求める措置の具体的内容
<p>民間企業等が設置する公衆無線 LAN の整備促進を図るため、アクセスポイントの出力規制を 10mW 以下から 1W 以下に緩和する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>外出先や公共施設などで高速な公衆無線 LAN によるインターネット接続が利用出来るようになれば住民、旅行者や施設利用者の利便性の向上につながる。</p> <p>公衆無線 LAN を整備する際には無線 LAN アクセスポイントの設置が必要となるが、「電波法施行規則」により、無線 LAN アクセスポイントの出力は 10mW 以下（小電力データ通信システムの無線局の空中線電力）に規制されており、利用範囲をカバーするのに多数のアクセスポイントが必要となる。</p> <p>既存の規制を 1W 以下に緩和することでアクセスポイントの設置間隔が広がり、機器の設置台数を減らすことが可能となる。また、電源確保及び電気料金などの運用費用の軽減も可能となる。</p> <p>但し、現在、広く利用されている 2.4GHz 帯についても規制緩和を行うと一層の混線・干渉を招くことから、伝送容量が高く、他の機器の影響を受けづらい 5 GHz 帯（屋内：5.15～5.25GHz、5.25～5.35GHz 及び屋外：5.47～5.725GHz）のみの規制緩和とし、これにより過疎地域等の利用者数が少ない地域においても公共施設や民間企業等が設置する公衆無線 LAN の整備促進が期待できる。</p>

## 04 総務省 構造改革特区第24次 検討要請

管理コード	040110	プロジェクト名	軽自動車税効率的徴収特区	
要望事項 (事項名)	軽自動車税の効率的徴収	都道府県	大阪府	
		提案事項管理番号	1051010	
提案主体名	大東市			

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	地方税法第444条第1項第1号イ～ハ及び第445条

求める措置の具体的内容
<p>原動機付自転車の軽自動車税について、1年単位ではなく、複数年分をまとめて徴収できる措置。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>原動機付自転車の軽自動車税については、滞納者が車両登録地に住民登録をしていない場合、徴収が困難となり、毎年度の徴収事務に多くの時間と経費がかかっている。また、1件あたりの税額が他の税目に比べて少額であることから、徴収額と業務経費を比して勘案すると非効率的な事務作業となっていることが課題となっている。</p> <p>よって例えば、登録時に5年間分（減価償却想定期間）の税を納めていただくようになれば、徴収事務の効率化および経費節減につながる。</p> <p>このとき、「納税義務の発生していない者への課税」が懸念されるが、単年度の納税義務は発生することから、「納税義務が発生していない者への賦課」ではなく、「納税義務が発生する者に対する後年度分も含めた納付」との見解を持っている。ただし、仮に3年で廃車した場合は、廃車手続きの際に残り2年分の還付手続きを行う。</p> <p>また、地方自治法第252条の17の5第1項の規定に基づく市町村税課税状況等の調については、その年度に実際に徴収した金額を報告することとする。</p>